土地改良施設管理施策の体系

［　］：事業開始年度
施設数、地区数：R5年度時点

- 施設管理施策の方向
  - 農業農村整備事業
    - 公的管理の充実
      - 国による管理
        - 「直轄管理事業」大夕張地区　［S36～］（大夕張ダム、川端ダム）
        - 篠津地区　［S36～］（篠津運河、石狩川頭首工）
      - 道による管理
        - 「道単独管理費」　［S31～］鷹泊ダム（国営雨竜川地区造成施設の管理受託）
      - 市町村による管理
        - 「基幹水利施設管理事業」［H8～］　90地区（国営造成施設の管理受託）
    - 管理体制の強化
      - 管理体制の充実
        - 「水利施設管理強化事業」［R3～］　46地区
    - 施設の整備・補修
      - 予防保全対策の推進
        - 「水利施設等保全高度化事業」
        - 水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）　［R3～］　32地区
        - 機能保全計画策定事業　［H25～］　2地区
        - 「農業水路等長寿命化・防災減災事業」　［H30～］　111地区
        - 「土地改良施設維持管理適正化事業」　［S52～］　74地区
        - 「土地改良施設突発事故復旧事業」　［H30～］　2地区（R4実績）
      - 施設機能維持の適正化
      - 突発事故への対応
        - 「普通交付税」　都道府県　［H 4～］
        - 市町村　［H 8～］
  - 地方財政措置
    - 維持管理費に対する地方交付税措置